

【緊急対論】「食品消費税ゼロ」の意味：「ゼロ税率(0%で課税/免税)」か、「非課税」か？

【対論】 TCフォーラム研究報告 2026年4号 (2026年2月2日) 2.0版

**緊急対論 「食品消費税ゼロ」の意味**  
**「ゼロ税率(0%で課税/免税)」か、「非課税」か？**

石村耕治 (TCフォーラム共同代表/白鷗大学名誉教授)

益子良一 (TCフォーラム共同代表/税理士)

2026年2月8日の衆議院選挙を前に、主要政党は競うように「食料品消費税ゼロ」のスローガンを掲げました。争点を潰す意図も見られ、各党がポピュリズム色の強い減税方針へと流れました。

しかし、この「ゼロ」が、「ゼロ税率(0%課税・免税)」なのか、「非課税」を意味するので正体不明です。政党トップが出演したTVの討論会でも、「ゼロ税率(0%課税/免税)」と「非課税」の違いが十分に理解されていないことが明らかになりました。また、新聞報道では「非課税」と判断する動きもあります。しかし、この問題で記者が十分な知見を持っていないと思われるケースも少なくありません。与党や財務省は、「非課税」扱いで、税収減というよりは、実質大増税を企んでいるとの見方もあります。

この違いは、極めて大きいにもかかわらず、各党の選挙公約からだけでは見えてきません。まさに「ゼロのからくり！」です。有権者自身によるファクトチェックも欠かせません。生活者や政治家も、専門的な知識がないままの感覚では、「ゼロ税率(0%で課税/免税)」より「非課税」の方が“お得”に感じるかも知れませが……。実際は真逆です。食料品の「非課税」扱いは、逆進対策としての機能は期待できません。むしろ、使われ方次第では、“増税の呼び水”なる可能性すらあります。

「非課税」となると、事業者は仕入れ時に支払った消費税を控除できず、「損税」【事業者が仕入にかかった消費税を負担してしまう問題】を抱え込むこととなります。価格転嫁が難しい零細事業者ほど負担が重くなるため、弱い立場の事業者にしわ寄せが集中します。医療機関が社会保険診療サービス「非課税」扱いによって高額機器などの購入時に仕入税額控除を受けられず、経営を圧迫している現状が、その典型例です。

消費者から見ると、「非課税」も「ゼロ税率(0%課税・免税)」も“税がかからない”という点では同じに見えます。しかし、「非課税」によって食料品販売事業者に発生した損税が価格に転嫁されれば、結果的に消費者が負担することになります。

「非課税」扱いは、見かけ上は“消費税がかからない”であっても、実質的には“増税の呼び水“になるという指摘は、この点に基づいています。

また、食料品が「非課税」となれば、大規模農家で、大型機械や備品、肥料、農薬など多額の購入をしないといけない事業者は、医療機関と同様の問題が生じる可能性があります。インボイス制度で負担が増している零細事業者にとっては、さらに厳しい状況となります。

このように、食料品に対する消費税「非課税」は真の意味での逆進対策にはなりません。事業者にも消費者にも望ましい制度とは言えません。一方「軽減税率」を採用すると、税制が「複雑」になります。事業者の損税を生まない「ゼロ税率(0%課税・免税)」の選択こそが、事業者にも生活者(消費者)にも最適な選択であると考えられます。

今回、石村耕治(TCフォーラム共同代表／白鷗大学名誉教授)と益子良一(TCフォーラム共同代表／税理士)に、キャッチボール形式で、緊急に問題点を深掘りしていただきました。

事務局長 平石共子

## 《目次》

### 【プロローグ】

#### 第1部 「食料品消費税ゼロ」とは何か

- ◆“正体不明“の「食料品消費税ゼロ」の公約
- ◆「ゼロ税率(0%で課税/免税)」と「非課税」の違いを知らないと危ない
- ◆「ゼロ税率(0%で課税/免税)」とは何か
- ◆「非課税」とは何か
- ◆農家など食料品生産者の場合
- ◆酪農家の出荷する「生乳」は非課税ではない
- ◆八百屋の場合
- ◆スーパーの場合
- ◆飲食店の場合
- ◆ゼロ税率(0%で課税/免税)では、非課税で起きる問題は発生しない
- ◆だからこそ「ゼロ税率(0%で課税/免税)」と「非課税」を混同するのは危険
- ◆主要政党トップの「食料品消費税ゼロ」の“誤解“
- ◆消費税(付加価値税)の枠内での逆進対策とは

#### 第2部 オーストラリアの「食料品消費税ゼロ税率(免税)」を深掘りする

- ◆オーストラリアの消費税(GST)  
～標準税率(10%)＋基礎的な飲食料品ゼロ税率のデザイン

- ◆国内免税/国内**ゼロ税率**取引の分析
  - ◆GST法のもとでの**ゼロ税率**適用の実際
  - ◆むすびにかえて～複雑怪奇な給付(還付)つき税額控除は要らない
- [【参考文献】](#)

## 【プロローグ】

2026年2月8日(日)の衆議院選挙を前に、主要政党は競うように「食料品消費税ゼロ」のスローガンを掲げました。争点を潰す意図も見られ、各党がポピュリズム色の強い減税方針へと流れました。

【表1】消費税減税をめぐる各党の公約のあらまし

政党名	公約内容	財源	減収資産
自民	食料品2年間 <b>ゼロ</b> の検討を加速	「国民会議」で検討	約5兆円
維新	食料品2年間 <b>ゼロ</b> の検討を加速	「国民会議」で検討	約5兆円
中道	今秋から食料品を恒久的に <b>ゼロ</b>	政府系ファンド創設や政府基金・剰余金の活用	約5兆円
国民民主	賃金上昇が安定するまで一律5%	外為特会やETF等の公的金融資産の運用益や売却益	約15兆円
参政	段階的に廃止	法人税の引上げ	約31兆円
共産	直ちに5%にし、将来は廃止	大企業や富裕層に応分負担を求める税制改革	約31兆円
れいわ	直ちに廃止。最低でも5%	法人税や富裕層を対象にした所得税引上げなど	約31兆円
ゆうこく	廃止	——	約31兆円
保守	酒類を含む食料品を恒久的に <b>ゼロ</b>	省庁、事業、海外拠出金などの整理	約5兆円
社民	一律 <b>ゼロ</b>	大企業の内部留保課税、法人税に累進化、防衛費削減	約31兆円
みらい	税率維持	——	——

しかし、「**ゼロ**」の意味をめぐる議論が生じています。ここでの「ゼロ」は、一般的には「ゼロ税率(国内免税)」を指すと理解されます。

ところが、一部では「非課税」を意味するとの意見も見受けられます。とりわけ一部の新聞記事では、「食品消費税ゼロ」を、仕入税額控除が認められない「非課税」として理解している様子がうかがえます<sup>1</sup>。与党や財務省は、消費税収の減少を極力回避する方針であることから、「非課税」とする方向性を模索していると考えられます。

【表2】「食料品消費税ゼロ」の“正体”は



すなわち、財務省は「食品消費税ゼロ」を、輸出取引等に適用される「ゼロ税率(0%で課税/免税)」ではなく、健康保険が適用される医療サービスや薬剤と同様に「非課税」と位置づけ、課税事業者が仕入税額控除を受けられない売上として取り扱うことを意図しているような感じもします。

消費税の「ゼロ税率」とは、「0%で課税」することです。「免税」とも呼ばれます。税率0%であっても、課税取引になり、課税事業者は仕入にかかった消費税を、0%で計算される売上にかかった消費税から控除することができます。また、最終消費者(生活者)は消費税を負担する必要がありません。なお、この対論では、「ゼロ税率」、「0%で課税」あるいは「免税」、「国内免税」という言葉を使いますが、いずれもおおむね同じ意味です。

「ゼロ税率(国内免税)」とは、課税対象であることを前提に、税率を0%とする制度であり、消費税の計算において仕入税額控除が認められます。

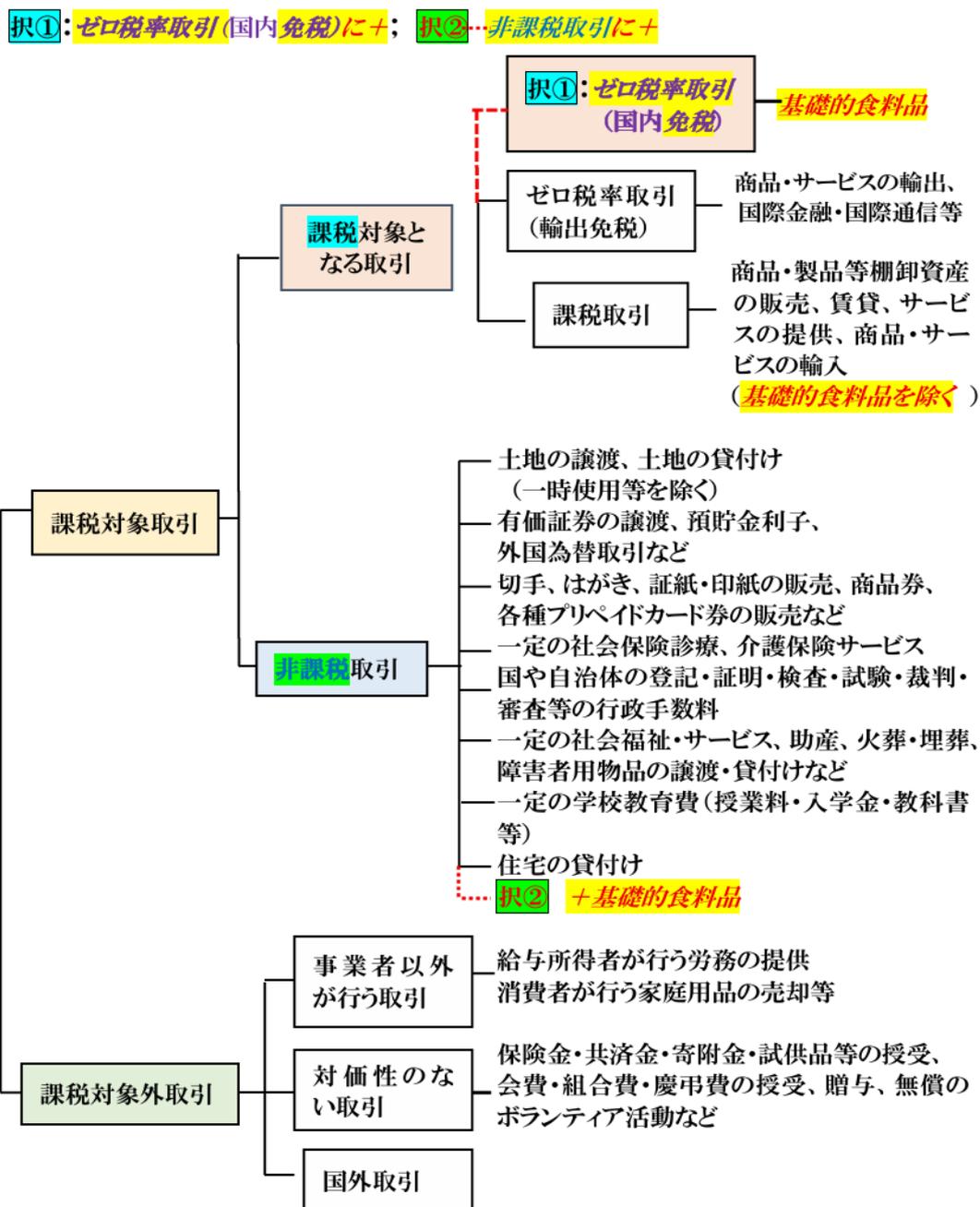
一方、「非課税」は、そもそも課税対象外であり、仕入税額控除は認められません。したがって、同じ「ゼロ」という言い回しであっても、制度的な位置づけや事業者への影響は大きく異なります。

最終消費者にとっては、いずれの措置であっても消費税が課されない点で同様に見えるかもしれませんが、課税事業者にとっては両者の間に大きな違いが存在します。「ゼロ税率(国内免税)」とされた場合には、前段階税額控除(仕入税額控除)が認められます。一方、「非課税」とされた場合、仕入れ時に支払った消費税につい

<sup>1</sup> 例えば、記事「食品消費税ゼロ 身構える外食店、仕入控除消失、資金繰り難恐れ」日本経済新聞 2026年1月25日朝刊参照。

て前段階税額控除が認められず、その分が「損税」となって事業者の負担となる可能性があります。あるいは、事業者が控除できない消費税分を価格に上乗せして最終消費者に転嫁せざるを得なくなるおそれもあります。したがって、結果的に最終消費者が消費税を負担する形となる可能性も否定できません。

【表 3】 消費税の対象・対象外取引の種類：「食料品消費税ゼロ」の組み込み選択肢  
《現行消費税制度に「食料品消費税ゼロ」を組み込む場合の選択：2 択》



## 第1部 「食料品消費税ゼロ」とは何か

### ◆“正体不明”の「食料品消費税ゼロ」の公約

(益子)食料品の消費税ゼロ公約は、与野党が一斉に掲げています。にもかかわらず、制度設計・財源・実施時期が曖昧なまま進んでいる点が最大の問題点として指摘されています。とりわけ「非課税」なのか「免税」なのかで、小規模小売事業者、農家、飲食店などへの影響が大きく変わります。にもかかわらず、どの党も具体像を示していないことが“正体不明”と批判される理由ですね。税の専門職としても、「消費税ゼロ」は、消費税率がゼロパーセントなのか、気になります。

### ◆「ゼロ税率(0%で課税/免税)」と「非課税」の違いを知らないと危ない

(石村)政界では「食料品消費税ゼロ」というスローガンが飛び交っています。生活者にとっては魅力的に聞こえますが、実はこの言葉には制度的にまったく異なる2つの扱いが潜んでいます。「ゼロ税率(免税)」と「非課税」です。

すなわち、「ゼロ税率(免税)」とは、訪日インバウンド客が国内で課税物品を免税店にて購入する場合と同様に、販売業者(課税事業者)はゼロ税率(輸出免税)を適用し、売上に対して仕入税額控除(還付)を受けられるという取り扱いです。

(益子)「ゼロ税率(免税)」と「非課税」、どちらも「消費者が払う税率はゼロ」というイメージでは同じですが、事業者にとっては天と地ほど違う制度です。そしてこの違いを理解しないまま選挙公約を評価すると、むしろ弱い立場の事業者が大きなダメージを受ける可能性があります。

### ◆「ゼロ税率(0%で課税/免税)」とは何か

(石村)益子税理士、「ゼロ税率(0%で課税/免税)」について、説明してください。

(益子)ゼロ税率は、課税取引であることを前提に税率だけを0%にする制度です。特徴をあげると、次のとおりです。

- ・ 課税取引として扱われます
- ・ 仕入税額控除が認められます
- ・ 事業者は仕入れ時の消費税を負担しません。
- ・ 消費者も購入時に消費税を負担しません。

(石村)つまり、税率は**ゼロ**でも制度の“土台”は課税の領域にあるため、事業者の負担は増えないということですね。

(益子)そういうことです。

#### ◆非課税とは何か

(石村)それから、**非課税**について、説明してください。

(益子)**非課税**は、現行の健康保険医療サービスや学校教育サービスなどと同じで、そもそも課税の対象外です。ですから、次のような特徴があります。

- ・ 仕入税額控除が認められません。
- ・ 仕入れ時に支払った消費税が“損税”になります。
- ・ 消費者価格に転嫁せざるを得ない構造が生まれます。

(石村)つまり、食料品の小売事業者は、仕入税額控除もできず、しかも負担した消費税を消費者に転嫁できずに、利益を減らして自分で負担するしかなくなることも考えられますね。

(益子)そのとおりです。スーパーとか大規模な事業者と、八百屋など小規模な事業者とでは、影響が異なりますが……。

(石村)“生活者“のための「食料品消費税**ゼロ**」と言われても、事業者側への影響がほとんど理解されていないのですね。

#### ◆農家など食料品生産者の場合

(益子)そうです。食料品消費税**非課税**になると、事業者、つまり農家や漁師、それから八百屋や魚屋などへの影響も大きいと思います。農家は肥料・飼料・燃料など、仕入の多くが課税です。**非課税**扱いになると、これらの仕入税額控除が使えなくなり、損税【事業者である農家が仕入にかかった消費税を負担してしまうこと】が発生すると思います。

(石村)ただ、ひとくちに「農家」といっても、①主食用米だけでなく、②飼料用米・加工用米を生産する事業者もいます。ですから、仮に非課税となると、①主食用米は「非課税」、②飼料用米・加工用米は「課税」になりますね。

(益子)農家が消費税計算する場合の主な「仕入」は、次のような項目ですね。

種苗、肥料、農薬、燃料、機械、資材など

一方、食料品の定義にもよりますが、「売上」は、次のようになります。

- ①主食用米(人が食べるコメ) **非課税**: こしひかり、あきたこまちなど
- ②飼料用米・加工用米 **課税(10%)**: 家畜用、パイ オマス用、工業用など

(石村) **非課税**扱いになると、コメ農家に仕入税額控除は、①主食用米 (**非課税**) については、仕入税額控除はできません。いわゆる「損税」が発生します。一方、①と②を生産しているコメ農家は、共通費用を課税売上割合に応じて按分することになると思います。もちろん、法改正次第ですが…。

#### ◆酪農家の出荷する「生乳」は非課税ではない

(益子) 消費税法で現在「飲食料品」は、軽減税率(8%)の対象となっていますが、例えば、酪農家の出荷する「生乳」はどういう扱いになりますか？

(石村) 仮に食料品消費税 **非課税** になるとします。この場合、**非課税** となる「食料品」には条件があります。その条件とは、「人が飲食として直接摂取できる状態であること」です。ですから、次のような取扱いになると思います。

- ・ 殺菌されていない生乳(raw milk) → 人が直接飲めない → 食料品に該当しない → 課税(10%)
- ・ 殺菌済みの牛乳(市販の牛乳) → 人が飲める → 食料品として非課税

(益子) 酪農家が出荷するのは 人が飲めない生乳です。ですから、売上は課税で、仕入税額控除は従来どおり使えるわけですね。もちろん、仮に食料品消費税 **非課税** になっても、今後の制度設計によっては、扱いは違って来るかもしれませんが…。

(石村) 人の飲食に供されないペットフード用の穀物や肉なども、同じような課税扱いになると思います。

#### ◆八百屋の場合

(石村) 食料品消費税 **非課税** になると、八百屋の場合はどうでしょうか？

(益子) 八百屋の仕入(野菜・果物)は **非課税** になるため損税はでないように思うかもしれませんが、家賃や光熱費などの課税仕入について非課税売上分は控除できないため按分で控除額が減るため損税が発生する可能性があります。

#### ◆スーパーの場合

(石村)食料品消費税**非課税**になると、スーパーの場合はどうでしょうか？

(益子)スーパーは**非課税**(食料品)と課税(日用品)の両方を扱います。

- ・ 食料品の仕入は**非課税** → 仕入控除不可
- ・ 日用品の仕入は課税 → 仕入控除可能
- ・ 光熱費などの共通費用は按分で控除が減る

ただ、スーパー、とりわけ大規模な事業者の場合には 価格転嫁力があります。

- ・ 大量仕入れでコストを抑えられます。
- ・ 市場競争力を有しています。

ですから、按分で控除が減っても、消費者価格に転嫁して損税をゼロにできる可能性が高いといえます。ただし、仕入などの個別の仕入と共通費用の按分など事務処理の手数が増します。

#### ◆飲食店の場合

(石村)食料品消費税**非課税**になると、飲食店(レストラン、居酒屋など)の場合はどうでしょうか？

(益子)飲食店の仕入については、次のような課税取扱いになると思います。

- ・ 購入すう食材はおおむね**非課税**になります。
- ・ 光熱費・備品などは課税です(控除可能ですが、按分するので控除できる金額が減ります。)

(石村)ということは、損税が出るのは光熱費などの共通費用だけで、SNSなどで騒がれているほどでないように思えますが。

(益子) **非課税**扱いの具体的な制度設計にもよります。ですから、アバウトに言うしかないのですが。大規模な場合は別として、主食用米や野菜農家ほど深刻ではないと思います。影響ゼロではないと思います。要するに、食料品消費税**非課税**の最大の問題は、大規模小売は影響が小さいと思うのですが、「弱い事業者ほど負担が重くなる」ことですから。

(石村)同じ**非課税**でも、スーパーは価格に転嫁が可能だが、零細事業者は価格転嫁が難しいということですね。

(益子)この差が決定的です。つまり、食料品消費税**非課税**扱いは“弱い事業者ほど損税を抱え込む”逆進的な傾向を生みます。これは税制の公平性の観点からも大きな問題です。また、現在、社会保険診療サービスは消費税の**非課税**扱いとなっています。このため、高額な医療機器を購入した病院などの医療機関は、仕入れ時に支払った消費税を控除できず、その分の損税負担が経営を圧迫する一因となっています。こうした状況は、消費税における「**非課税**」扱いの実態を理解するうえで欠かせないポイントです。

◆**ゼロ税率(0%で課税/免税)**では、**非課税**で起きる問題は発生しない

(石村)これまで述べたような**非課税**扱いで起きると思われるトラブルは、**ゼロ税率(0%で課税/免税)**では、本則課税の事業者には発生しないと思いますが。

(益子)そう思います。理由はシンプルで、**ゼロ税率(0%で課税/免税)**は「課税取引」であることを前提に税率だけを0%にしているからです。

- ・ 課税売上として扱われます。
- ・ 仕入税額控除がフルに使えます。
- ・ 光熱費・設備・備品などの課税仕入も全額控除できます。
- ・ 課税売上割合が下がらないため、按分の必要もありません。

(石村)つまり、取引を“消費税の枠組みに残したまま税率だけをゼロにする”ため、**非課税**扱いで起きるような問題はおおむね回避できるのですね。

◆だからこそ「**ゼロ税率(0%で課税/免税)**」と「**非課税**」を混同するのは危険

(益子)政治家が「食料品の消費税**ゼロ**」と言うと、多くの方は**ゼロ税率(0%で課税/免税)**をイメージします。しかし、実際には、**ゼロ税率(0%で課税/免税)**なのか**非課税**なのかを明示していないのです。仮に食料品消費税**非課税**が採用されたとすれば、零細な事業者ほど損税を抱え込む逆進的な構造が生まれます。一方で**ゼロ税率(0%で課税/免税)**なら、事業者の税負担は増えず、消費者の税負担も増えないわけです。

(石村)この違いは、極めて大きいにもかかわらず、各党の選挙公約からだけでは見えてきません。まさに「ゼロのからくり！」です。有権者自身によるファクトチェックが欠かせません。生活者や政治家も、専門的な知識がないままの感覚では、**ゼロ税率(0%で課税/免税)**より**非課税**の方が“お得”に感じるかも知れません……。

(益子)そうですね。有権者は、事業者のことも考えに入れて「ゼロとは具体的にどの課税扱いを指すのか」を確認したうえで政策を評価する必要があります。

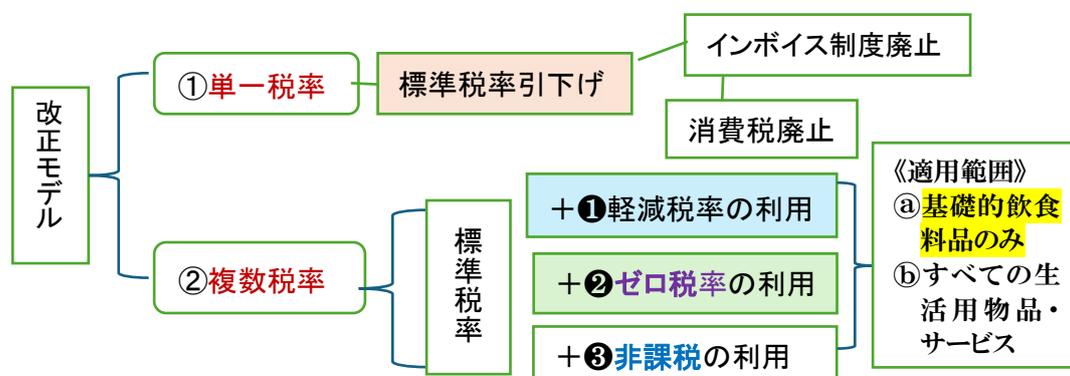
(石村)同感です。公約は言葉からではなく、中身で判断しないといけません。ところが、オールドメディアの新聞やTVまでもが、しっかりと取材して財務省の“公式見解”を報道しようとしないうえです。大きな疑問符がついたまま、日本経済新聞のような政府寄りの保守的メディアは、「経済学者調査、食品消費税**ゼロ** 反対 88%、社会保障財源 不安定に」(2026年1月30日朝刊)とかのキャッチコピーで記事を書けるわけです。

(益子)ここでいう経済学者のうち、食料品消費税**ゼロ**は、**ゼロ税率(0%で課税/免税)**か、**非課税**をわかっている人がどれ位いるのでしょうか？オールドメディアは、SNSのようなニューメディアとは一線を画さないといけません。公正な報道に努めるというスタンスを欠いてはいけません。

(石村)まさにそのとおりです。オールドメディアは、世論誘導、投票行動誘導をするような記事を掲載してはいけません。

(益子)いずれにしろ、**ゼロ税率(0%で課税/免税)**扱いであれば、**非課税**扱いで生じる損税や按分の問題は発生しないわけです。つまり“消費税**ゼロ**”という言葉は同じでも、取扱いの選択によって事業者の負担は天と地ほど違ってきます。

【表4】わが国での消費税減税要求(改正モデル)の所在



#### ◆主要政党トップの「食料品消費税**ゼロ**」の“誤解”

(益子)この辺のところ、各政党はどう考えているのでしょうか？

(石村)2026年1月26日放送のTBS『NEWS23』では、高市(自民)、野田(中道)、玉木(国民)、田村(共産)ら主要政党の代表が出演し、「食品消費税**ゼロ**」について議論が交わっていました。高市は「**非課税**」との認識を示していました。野田は「**非課税**」と「**ゼロ税率(0%で課税/免税)**」の違いを十分に理解していない、あるいは同一視しているようでした。玉木も両者の違いを明確に理解しているのかは定かではありませんでした。しかし、「還付」という言葉を繰り返していたことから、仕入税額控除が可能な**ゼロ税率(0%で課税/免税)**を想定していた可能性はあります。田村は一貫して5%課

税を主張し、この議論には加わっていませんでした。他の出演者も、消費税廃止や現状維持といった立場であり、この論点には深い踏み込みはありませんでした。

政党トップの議論のズレをアバウトに一覧にすると、次のとおりです。

【表5】 政党トップの議論のズレ

	「ゼロ」の理解	評価
高市	非課税	事業者の仕入税額控除への理解不足
野田	非課税とゼロ税率を混同	制度の正しい理解ができていない。
玉木	ゼロ税率(還付)を想定	実務的には正しいが、説明不足
田村	一律減税(5%)	逆進性対策としては弱い、事業者が仕入税額控除できる案。単一税率にする案
ほか	廃止で議論	——(そもそも別の政策軸)

(益子) 政権公約に「食料品消費税ゼロ」を掲げた多くの政党のトップが、基礎的な消費税制度に関する知識を欠いているのですね。「フェイク」とも受け取れかねないポピュリズム的な減税論を展開する姿勢でいいのでしょうか？選挙民を軽視するものと映り、かなりの違和感を覚えますね。

(石村) 同感です。繰り返しになりますが、仮に食料品消費税非課税が採用されたとすれば、該当する商品を販売する課税事業者は、売上に対する非課税分の前段階控除(仕入税額控除/還付)を受けられないうえ、煩雑なインボイス制度の適用を強いられることとなります。とりわけ零細事業者にとっては、販売価格に消費税を転嫁するのは困難です。「損税」が発生し、納税事務の負担も大きくなると考えられます。市場競争力がある大型小売食品スーパーなどとは立場が異なります。

#### ◆消費税(付加価値税)の枠内での逆進対策とは

(石村) 日本の政治文化では「消費税＝税率の話」になりがちですよね。

(益子) つまり、「上げるか」、「下げるか」、あるいは「ゼロにするか」・・・ですね。

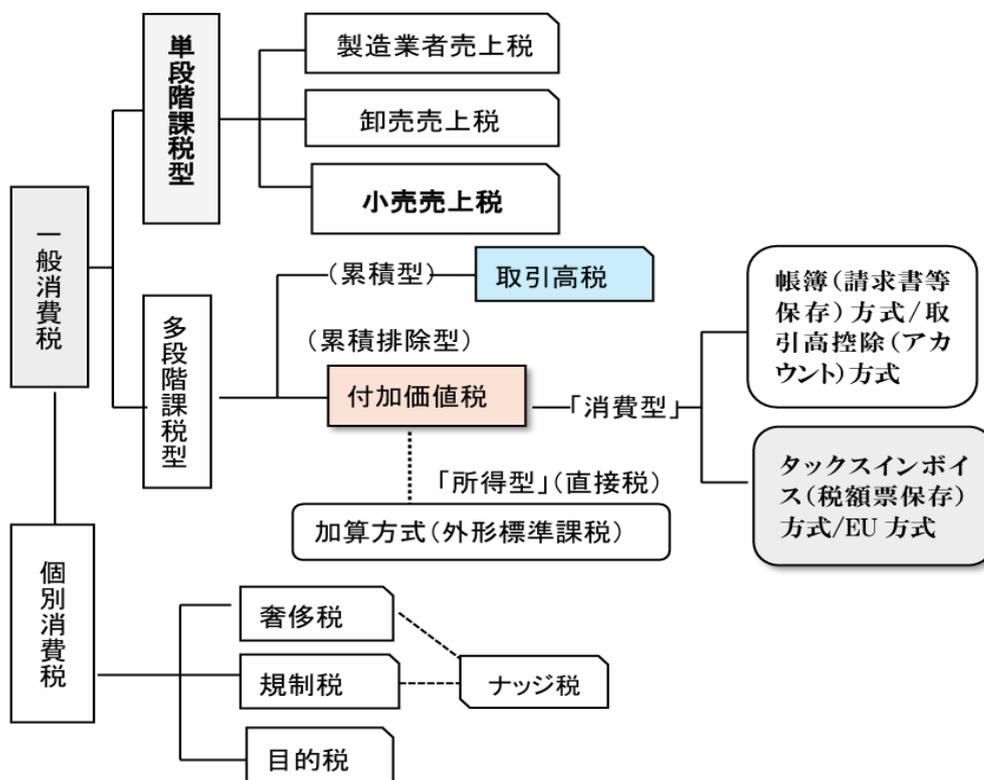
(石村) しかし、消費税(付加価値税)の本質は「仕入税額控除の仕組み」にあります。一連の取引(多段階課税)において、税が累積しないように制度設計された(累積排除型)の税金ですから。

(益子) つまり、税が累積する(累積型)の「取引高税」とは違い、「消費税(付加価値税)」では、事業者仕入税額控除(前段階控除)が認められますね【下記表6参照】。

(石村) そうです、EU諸国などでは、付加価値税(消費税)は、「累積排除型(non-cumulative type)」であることをはっきりさせるために、税法で「仕入税額控除権

(right to deduct input tax)」を“事業者の請求権“だと規定しています。このように、国によっては、多段階取引でも税負担が累積しない仕組みを制度保障しています。

【表6】消費税(付加価値税)の所在

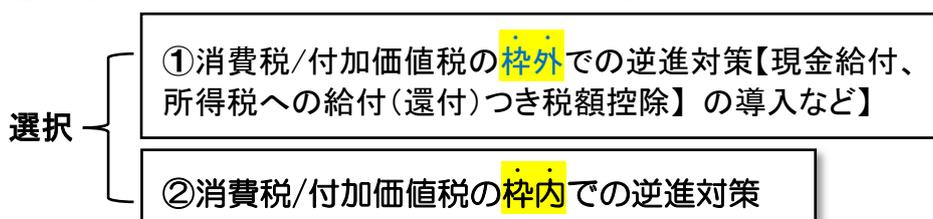


(益子)この点について、EU やオーストラリアなどでは常識になっているようです。しかし、日本では政治家の間でこの点が十分に理解されていません。財務省にいたっては、わかっていながらも、この辺を政治的な争点になることを封印しているように見えます。食料品消費税**非課税**は、逆進性対策としての機能は期待できません。むしろ、**非課税**は、使われ方次第では、“**増税の呼び水**”なる可能性すらあります。

(石村)私もそう感じています。ですから、少しこの辺の論点を整理したいと思います。

消費税(付加価値税)の逆進対策としては、消費税の「枠外」の対策と、「枠内」の対策があります。

【表7】消費税/付加価値税の逆進性解消策の選択



(益子)今回の衆院選では、消費税(付加価値税)の**枠内**での逆進対策について議論をしていますね。現行消費税のもとでは、逆進対策は、軽減税率ですが…。

(石村)理論的にいうと、消費税(付加価値税)の枠内での逆進性解消策には、次のようなものがあります。

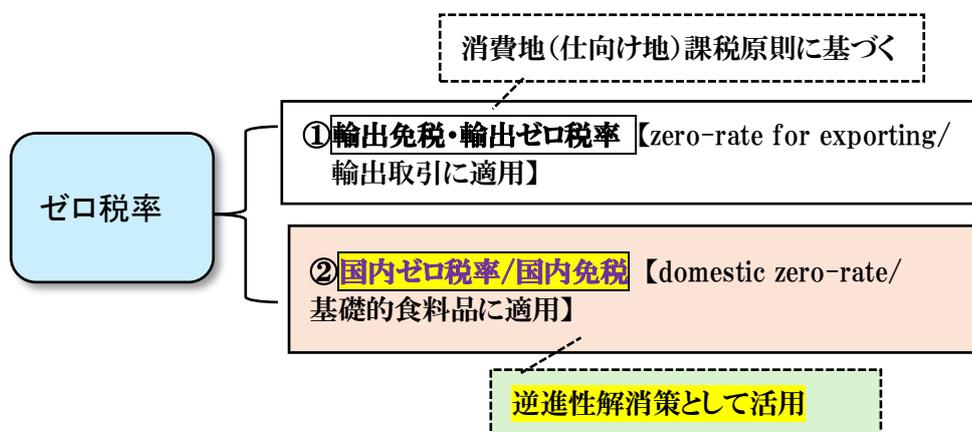
【表 8】 消費税の枠内での逆進対策の選択

<p>① 複数税率(標準税率および基礎的飲食料品など生活必需品等*への軽減税率)の採用</p> <p>② 基礎的食料品など生活必需品等への非課税の採用</p> <p>③ 基礎的食料品など生活必需品等へのゼロ税率の採用</p>
--

(益子)つまり、現行の①軽減税率を、②非課税か③ゼロ税率(0%で課税/免税)に転換することになるわけですね。ところが、「ゼロ」は、②なのか、③なのか、正体不明なわけですね。現行の消費税では、ゼロ税率(0%で課税/免税)は、輸出取引にだけ適用ですからね。

(石村)ですから、「輸出免税/輸出ゼロ税率」に加え、食料品消費税ゼロ税率(0%で課税/免税)となれば、食料品に対する国内ゼロ税率/国内免税」を設けることになるわけですね。ですから、イメージとしては、次のようになります。

【表 9】 「ゼロ税率」の種類と活用目的



\*グローバルに見ると、オーストラリアやカナダなど旧英連邦諸国のように、消費税(VAT/GST)の逆進性解消対策として価値財/サービスへの消費課税除外措置および、軽減税率に替えて国内ゼロ税率/家庭用ゼロ税率(domestic zero-rate)(以下、「輸出免税」という意味でのゼロ税率と区別して、「国内ゼロ税率」、「国内免税」)を幅広く採用する国もあります。わが国が参考にすべき消費税逆進性解消のための税率選択モデルの一つといえます。

ちなみに、わが国の消費税法では、「輸出免税等」(消費税法7条以下)としてゼロ税率取引が制度化されています。しかし、現行消費税法上、「国内ゼロ税率/家庭用ゼロ税率(domestic zero-rating)」は制度化されていません

## 第2部 オーストラリアの「食料品消費税ゼロ税率(免税)」を深掘りする

### ◆オーストラリアの消費税(GST)

～標準税率(10%) + 基礎的な飲食料品**ゼロ税率**のデザイン

(益子) 仮に食料品消費税**ゼロ税率**が採用されたとすれば、オーストラリアのモデルに近くなりますね。

(石村) そうですね。

(益子) オーストラリアモデルを教えてください。

(石村) わかりました。

オーストラリアは、10%の標準税率の消費税(GST=Goods and Services Tax)を導入しています。そして、飲食料品(Food/Beverage)[+公的医療保険適用の医療サービスや教育サービス]に対する**ゼロ税率(domestic zero-rating)**を採用しています。税制を複雑にする軽減税率(reduced rates)は一切採用していません。

(益子) 公的医療保険適用の医療サービスや教育サービスにも**ゼロ税率**を採用しているのですね。

(石村) そうです。オーストラリアでは、消費税(GST)課税において、公的医療保険適用の医療サービスは**ゼロ税率(0%で課税/免税)**となっています。日本のように**非課税**扱いではありません。そのため、医療機関が100万豪ドル(100円換算で1億円)の医療機器を購入して10%の消費税10万豪ドル(1,000万円)を負担しても、仕入税額控除を行うことができます。結果として、設備更新や建替えが難しくなって経営が悪化するケースは、日本に比べて少ないわけです。以下に表にしておきます。

【表 10】オーストラリア GST 法上の逆進性解消策と対象取引一覧

標準税率	免税取引/ゼロ税率取引	非課税取引/仕入課税取引	軽減税率
10%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸出</li> <li>・ 医療</li> <li>・ 基礎的な飲食料品 *</li> <li>・ 教育</li> <li>・ 国際運輸</li> <li>・ 非営利/公益活動</li> <li>・ 営農者間での農地取引</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融取引</li> <li>・ 居住用住宅の貸付 (ただし50年以上の長期貸付およびホテルのような事業用居住場所の貸付を除く。)</li> <li>・ 居住用中古住宅取引</li> <li>・ 募金活動</li> </ul>	なし

(益子) わが国で消費税を導入する際に、政府税調や大蔵省(当時)は、医療や教育サービスを**ゼロ税率(0%で課税/免税)**取引にすることに徹底して反対しました。

(石村)日本医師会なども、当初は**ゼロ税率(0%で課税/免税)**を主張していたものの、最終的には**非課税**で妥協する形になった経緯があるようです。

(益子)「民は之に由らしむべし之を知らしむべからず」という、論語の有名な言葉があります。「民はただ施政に従わせればよく、民に理由や意図を説明する必要はない。」という解釈で、…よく使われています。大蔵省(現財務省)は、いまだそうしたスタンスなのかも知れません。

(石村)今般の正体不明の「食料品消費税**ゼロ**」公約、財務省は「丸で他人事」を装って、ジツと様子見をしているのかも知れませんね

(益子)そうかも知れませんね。それでは、オーストラリア物品サービス税(GST)【わが国の消費税に相当】の例を参考にして「標準税率(10%)取引」、「**免税取引/ゼロ税率取引**」、「**非課税取引**」で申告、還付がどうなるのか、少し説明してください。

(石村)わかりました。簡潔に表にすると、以下のようになります。

【表 11】 **標準税率取引**、**免税取引/ゼロ税率取引**、**非課税取引**比較 (A\$)

《標準税率取引》 【Standard rate supply】	《免税取引/ゼロ税率取引》 【GST-free supply】	《非課税取引/仕入課税取引》 【Input taxed supply】
仕入 (input) 税率 [10%] 金額 (1,000) 税額 [100]	仕入 (input) 税率 [10%] (1,000) [100]	仕入 (input) 税率 [10%課税] (1,000) [100]
売上 (output) 税率 [10%] 金額 (1,500) 税額 [150]	売上 (output) 税率 [0%] (1,500) [0]	売上 (output) [非課税] (1,500) [Nil]
GST 申告税額 50	GST 還付税額 100	GST 仕入税額控除不可

(益子)課税事業者は、「**免税取引/ゼロ税率取引**」では還付、「**非課税取引**」では仕入税額控除不可で「損税」が発生するわけですね。

(石村)そういうことです。「損税」が発生することとは、「国家には税収損はなし。事業者が消費税を負担するか、さもなければ、最終消費者(生活者)にその負担をトス(転嫁)しろ!」ということになります。自分らが唱えている「**ゼロ**」の意味が「**非課税**」か「**ゼロ税率(0%で課税/免税)**」か理解できない政党のトップが『生活者ファースト』のキヤッチコピーで訴えている状況には違和感を覚えます。

#### ◆国内免税/国内ゼロ税率取引の分析

(益子)わが国の政党が選挙公約でうたう「食料品消費税**ゼロ**」が、仮に食料品消費税**ゼロ税率(0%で課税/免税)**であるとすると、オーストラリア制度が参考になります。オーストラリア税法に詳しい石村代表、もう少し詳しく教えてください。

(石村)一般の人たちには少し難しいかも知れませんが、要点を一覧にして見ます。

【表 12】 免税/国内ゼロ税率取引とは

■ 免税/国内ゼロ税率取引の要件

- ・ 免税取引/ゼロ税率取引 (GST-free supplies/domestic zero-rating) では、売上 (output) には 0% で課税されます。したがって、仕入にかかった 税額 (input tax) は、還付 (refund) を受けることが可能です (GST 法 38 条の1)。これは、非課税取引 (Input-taxed supplies/ Exemption) の場合と対照的です。
- ・ 免税取引/ゼロ税率取引と非課税取引が混在する場合も出てきます (GST 法 9 条の 30 第3項)。例えば、金融取引の輸出 (export of financial supplies) です。この場合には、免税取引として取り扱われます。免税取引については、GST 法の第 38 部に詳しく規定されています。

■ 飲食料品の定義

- ・ GST 法の第 38A 部は、免税取引/ゼロ税率取引の対象として飲食料品 (food and beverages) を掲げています。GST 法で、例外的に GST をかけるものは別として (法 38 条の2)、原則として、果実・野菜・魚・肉・卵・乳 製品・パンのように、人間が費消する基礎的な飲食料品 (basic food and beverages for human consumption) は免税取引/ゼロ税率取引とするルールに基づいています。
- ・ しかし、人間が費消する基礎的な飲食料品は免税取引/ゼロ税率取引とはいっても、現実には、10% 対象か、それとも免税取引/ゼロ税率取引となるのか、線引きが難しい場合も少なくありません。例えば、搾乳したばかりのミルクは、殺菌しないで市場に出荷できないわけで、人間が費消する基礎的な飲食料品には該当せず、10% が適用になります。ちなみに、免税取引/ゼロ税率取引に該当する「飲食料品 (food)」にあたるか、そうでない「例外 (exclusion)」、つまり 10% 税率が適用になるのかについて、GST 法の規定の仕方は図説すると、次のとおりです (法 38 条の3)。

■ 免税取引/ゼロ税率取引の対象外となる飲食料品の要件

- ・ 飲食料品が、提供された (レストラン・販売店など) 以外の場所で費消されるかどうか。
  - ・ 暖かい持ち帰り飲食料品 (hot takeaway food) かどうか、または、
  - ・ 別表第 1 に掲げられた種類の飲食料品の提供かどうか。
- ・ 別表第 1 に掲げられた調理された食品・パン菓子 (食パンを除く)・ビスケット・ケーキ類・スナック菓子類・アイスクリームには、10% 税率適用
  - ・ 別表第 2 に掲げられた免税取引/ゼロ税率取引となる飲料 (お茶・コーヒー・ミルク・果実ジュースなど) 以外には、10% 税率適用

◆GST 法のもとでのゼロ税率(国内免税)適用の実際

(益子)わが国では、ゼロ税率(国内免税)の適用対象を限定するねらいから意図的に「輸出免税」といった名称が使われたきらいがあります。このことも影響してか、基礎的な飲食料品、生活必需の物品やサービスの国内取引に対してゼロ税率(国内免税)を適用するのは想定外という見方もあります。しかし、こうした見方は“世界の常識”ではないようですね。

(石村)そうです。オーストラリアは、基礎的な飲食料品、生活必需の物品やサービスの国内取引の一部についてゼロ税率(0%で課税/免税)を採用しています。例えば、オーストラリアのGST(物品サービス税)では、野菜がゼロ税率(0%課税)対象物品です(GST法38条の3第1項)。この場合、税の実務面からは、生産から最終消費者へ届くまでの各流通段階(food supply chain/distribution channels)での各事業者の、消費税(GST)の納税申告はどういった形になるのかが問われてきます。

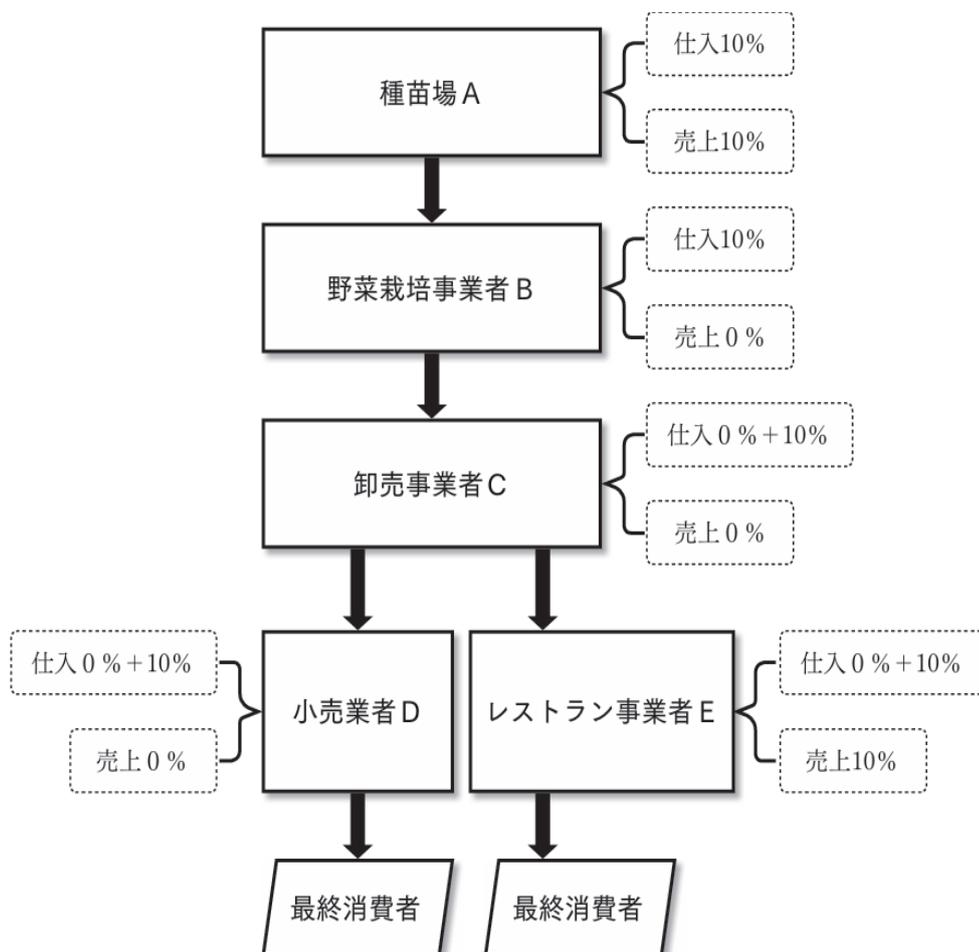
(益子)アバウトでいいですから、消費税ゼロ税率適用食料品取引について各流通段階での事業者の消費税(GST)の納税申告(還付申告)はどうなるのか教えてください。

(石村)わかりました。それでは、レタス(野菜)をサンプルにして表にしておきます。

【表 13】レタス(野菜)の生産から最終消費者へ届くまでの流通段階毎の取引の概要

<p><b>【設例条件】</b></p> <p>①種苗場A(消費税の課税事業者)がレタスの苗のパネットを市場向け野菜栽培事業者B(消費税の課税事業者)へ販売するとする。この場合、栽培用の苗は、最終的に人の食用に消費されるとしても、課税対象(10%)となる。したがって、この段階での課税取扱は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・種苗場Aは、野菜栽培事業者Bに10%で課税する。</li> <li>・野菜栽培事業者Bは、種苗場Aに支払った10%を税額控除できる。</li> </ul> <p>②野菜栽培事業者Bは、レタスを栽培し、人の食用としてレタスを卸売事業者C(消費税の課税事業者)へ0%税率で販売する。</p> <p>③卸売事業者Cは、レタスを小売業者D(消費税の課税事業者)へゼロ税率で販売する。</p> <p>④小売事業者Dは、最終消費者およびレストラン事業者E(消費税の課税事業者)に対してゼロ税率で販売する。</p> <p>⑤レストラン事業者Eは、レタスを人の食用サラダの一部として調理する。【当該サラダは、店内での食事または持ち帰りとして提供する。】</p> <p>⑥レストラン事業者Eはサラダの価格に10%の消費税をかけ、消費者へ販売する。</p>
---

【表 14】生産から最終消費者に届くまでの流通段階ごとのゼロ税率適用の構図



(益子)補足的な説明をお願いします。

(石村)通常、事業者の仕入には、**ゼロ税率(0%課税)**のレタス(野菜)だけではありません。光熱費・備品のような標準税率(10%)適用対象物品やサービスも入ってきます。

(益子)確かに事業者は、**ゼロ税率適用対象の野菜**だけを最終消費者向けに販売していたとしても、「仕入税額(input tax)」には、実際には0%と10%税率適用対象物品やサービスが入ってきますね。

(石村)ですから、事業者は、納め過ぎになった分を申告をして消費税(GST)の還付を受けることとなります。(なお、ゼロ税率が適用になるには、取引者は課税事業者である必要があります。)

(益子)ゼロ税率は、0%で課税ということから、課税事業者でないといけないということですね。

(石村)そういうことです。

◆むすびにかえて～複雑怪奇な給付(還付)つき税額控除は要らない

(益子)自民の主張では、2年程度「食料品消費税ゼロ」にしてその後給付(還付)つき税額控除の導入を協議する提案もされています。しかし、「食料品消費税ゼロ」が、仮に食料品消費税ゼロ税率(0%で課税/免税)であるとする、給付(還付)つき税額控除導入案は棚上げになるのではないのでしょうか？オーストラリアは、アメリカのような給付(還付)つき税額控除(EITC)を導入しているのでしょうか？

(石村)オーストラリアは、アメリカのような給付(還付)つき税額控除(EITC)を導入していません。食料品消費税ゼロ税率(0%で課税/免税)で消費税(GST)の逆進対策をしています。

(益子)「税」と「社会保障・福祉」を別建て/分離しているわけですね。

(石村)そうです。税と社会保障・福祉を別建て/分離する国と、統合/一体化する国との例を、以下にアバウトに一覧にしておきます。

【表 15】税と社会保障・福祉を統合/一体化する国と別建て/分離する国の例

《別建て/分離する国》	
⑤	オーストラリア
①	家族給付(FTB=Family tax benefit):1976年導入。その後抜本改正実施。 【FTBは、「tax benefit」(税制優遇)の名称が使われているのは、典拠が税法であるからである。給付の際に国税庁(ATO)の確定申告データを使うことが理由のようである。しかし、実質は“現金給付”である。
②	低所得税額控除(LITO=Low-income tax offset):2018-19財政年度に導入。現在も継続。対象者は所得税の確定申告で適用を受ける。ただ、オーストラリア連邦所得税制には、給付(還付)つき税額控除(refundable tax offset)は原則としてない。つまり、低所得税額控除(LITO)は非給付(還付)型(refundable type)の税額控除。このことから、納税者は、この税額控除で余剰が生じたとしても、還付(tax offset/tax rebate)を受けることはできない <sup>2</sup> 。
	* オーストラリア税法(豪語)では、税額控除(米語では tax credit)を「tax offset/rebate」という。また、所得控除(米語では tax deduction)を「tax allowance/relief」という。
	** ちなみに、オーストラリアでは、2000年7月1日に、インボイス方式の単一税率10%の消費税(GST)を導入。基礎的な飲食料品は、保険適用医

<sup>2</sup> See, Parliament of Australia, Australia's social security system. 邦文の資料としては、加藤慶一「オーストラリアとニュージーランドの税・給付制度～累進度および再分配効果と効率性等との相克」レファレンス(2014/平成26年2月号)参照。

療サービスなどとともに、 <b>ゼロ税率(国内免税)</b> を適用。税制を複雑にする 軽減税率は導入していない。
<p>《<b>一体化/統合する国</b>》</p> <p>①<b>アメリカ</b> 運営主体：内国歳入庁 (IRS)</p> <p>①<b>勤労所得税額控除</b>(EITC=Earned income tax credit): 1975 年導入。就労促進+低所得世帯の生活支援。一定限度内の勤労所得がある者が対象。対象者の納税申告に基づき還付額は逦増・逦減</p> <p>②<b>追加的子ども税額控除</b>(ACTC=Additional child tax credit): 2001 年導入。子どもがいる世帯への支援が狙い。子ども税額控除(CTC= child tax credit)は 1997 年導入で非還付型控除(定額で適格子ども1人あたり\$500)。一方、ACTC は、還付型で、一定限度内の世帯所得に応じて還付額は逦増・逦減</p> <p>* アメリカは、連邦レベルでの消費税/付加価値税(VAT/GST)を導入していない。</p>
<p>②<b>韓国</b> 運営主体：国税庁</p> <p>①<b>労働奨励税制(韓国版 EITC)</b>: 2008 年 1 月施行</p> <p>②<b>子ども奨励金(韓国版子ども税額控除)</b>: 2015 年 9 月施行<sup>3</sup></p> <p>* 韓国は付加価値税を導入している。</p>
<p>③<b>イギリス</b> 運営主体：雇用年金省(DWP=Department for Work and Pensions)、歳入関税庁(HMRC)は協力機関</p> <p>①<b>ユニバーサルクレジット</b>(Universal credit): 2013 年導入【(旧)就労税額控除・子ども税額控除・所得補助・雇用支援手当・就職手当・住宅給付を一元化】。就労促進+低所得世帯の生活支援<sup>4</sup>。</p> <p>* イギリスは付加価値税(VAT)を導入している。</p>
<p>④<b>カナダ</b> ①1991 年に消費税(GST)導入時に、所得税に還付(給付)型の「<b>低所得世帯向けに GST 税額控除</b>」(GST Credit=Goods and services tax credit)を導入。所得のない人にも一定額を申告で給付(還付)を開始。</p> <p>②2019 年に、従来の勤労所得給付(WITB=Working Income Tax Benefit)を整備し、「<b>国民勤労者給付</b>」(CWB=Canada Working Benefit)を導入</p> <p>①GST クレジットおよび②CWB 双方とも、カナダ歳入庁(CRA=Canada Revenue Agency)が<sup>5</sup>管理・給付を担当<sup>5</sup></p> <p>* カナダは消費税/付加価値税(GST/HST)を導入している。</p>

<sup>3</sup> 金 明中「韓国における勤労奨励税制 (EITC) の現況」ニッセイ基礎研 REPORT (2011/10/24) 参照。 <https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=52502?site=nli>

<sup>4</sup> See, UK Government – Universal Credit; House of Commons Library – Universal Credit: An Introduction; Institute for Fiscal Studies (IFS), Universal Credit.

<sup>5</sup> See, GST/HST Credit - Canada.ca; Canada Workers Benefit (CWB) - Canada.ca

(益子)オーストラリアは、食料品消費税**ゼロ税率(0%で課税/免税)**と選択する形で、消費税(GST)の枠内での逆進対策を実施していますが、その理由を教えてください。(石村)すでにお話したように、食料品に対する消費税「**非課税**」は真の意味での逆進対策にはなりません。むしろ、**非課税**は、使われ方次第では、“増税の呼び水”なる可能性すらあります。一方「**軽減税率**」を採用すると、税制が「**複雑**」になります。「**ゼロ税率(0%で課税/免税)**」の選択が事業者にも生活者(消費者)にもベストな選択だという判断です。

それに、社会のセーフティネットとして、「税」と「社会保障・福祉」は、分離しておいた方が安心・安全だという判断もあったと思います。実際、アメリカの例を見ても、給付(還付)つき税額控除(RTC/EITC)の仕組みは複雑で、納税者泣かせです。「働いても生活が苦しいファミリー(世帯)向けの社会保障・福祉」だというのですが、所得税の確定申告をしないと、給付(還付)が得られない仕組みです。こうした層の納税者は日々の生活をするのに精いっぱいです。税の申告に多くの時間を費やしてはられないのです。年末調整で納税を終える給与所得者が多いわが国では、全員確定申告を原則に転換するのは無茶です。政党・政治家は、もっと現実を直視しないといけません。

アメリカ連邦個人所得税の2024年申告(2023年分)を例にすると、約2,600万世帯が、連邦の給付(還付)つき税額控除(RTC/EITC)関係の還付申告をしています。しかし、過誤還付、過大還付などが原因で、生活者が**税務調査に会う比率は例年25%前後**にもものぼるのです。RTC/EITCの「**複雑さ**」がその最大の原因です。

【表 16】チャートでわかる RTC/EITC の複雑な適用要件の「負の効果」

複雑な適用要件は、「税制**簡素化**の目標」に著しく**反する**！

①AI 申告チェックで、**EITC 申告をした働いても貧しい納税者**のおおむね **25%超**が、毎年、**過誤申告・不正申告**を理由に、**課税庁(IRS)の税務調査対象に抽出**される！

②AI 税務調査対象選定に使われる**アルゴリズム**(情報処理基準)は**非公開**であり、**不透明さ**が問われている！

③税務調査が長引くと、**還付が遅れ**、生活困窮者の**困窮度**に**拍車**がかかる！

《厳しいペナルティ》 過大還付の場合：**返納＋加算金(税)**  
⑤納税者は、**単純な過誤申告 (reckless claim)**を問われた場合、  
**2年間 EITC は適用不可**(IRC32 条 k 項 1 号 B・ii)！  
⑥一方、**虚偽申告 (fraudulent claim)**を問われた場合、  
**10年間 EITC は適用不可**(IRC32 条 k 項 1 号 B・i)！

このように、「複雑」な制度設計は、一般納税者には明らかに「好ましくない」のです。現金給付、しかも高所得者にも一律に定額を給付するのは、再分配の観点で不公平ではないかとの指摘があります。しかし給付額を所得課税対象に含め超過累進課税すれば、実質的には高所得層からの回収が行われることとなります。制度全体としての垂直的公平性は維持されます。税制は「簡素」にしないとけません。

それから、時代的にも、生成 AI やフィジカル AI、ロボットが人間の頭脳労働や肉体労働に代わる領域が増える時代にあります。「労働により所得を得る」という従来の価値観の変容に伴う次世代型の新たなセーフティネットの構築は急務です。

(益子)アメリカの給付(還付)つき税額控除(RTC/EITC)は、コストパフォーマンス(コスパ)もよくないと聞きますが？

(石村)連邦における RTC/EITC の運営実態は、かなり憂慮すべき事態にあります。2025 年の RTC/EITC 関係の総給付(還付)額(原資)800 億ドル(約 12 兆円)は、すべて納税者から徴収されたものです<sup>6</sup>。そして、その徴収には約 1,200 億ドル(約 18 兆円)の経済的損失、すなわち徴税による死荷重(deadweight loss)が発生していると推計されます。明らかにコスパがよくない制度です。

(益子)コスパや労働環境の変化を踏まえすと、労働能力や就労意欲の有無を前提とする給付(還付)つき税額控除/勤労所得税額控除(RTC/EITC)が、今後も有効な制度であり続けるとは考えにくいわけですね。

(石村)そういうことです。給付(還付)つき税額控除/勤労所得税額控除(RTC/EITC)では、政府が、納税(還付)申告した者に限り「働いても生活が苦しい人かどうか」をチェックしたうえで社会保障・福祉を提供する仕組みです。

つまり「行政が、受給希望者に金融資産や働き方を申告させ、チェックし、受給者を背番号(マイナンバー)で選別する」警察国家の仕組みに近いわけです。にもかかわ

<sup>6</sup> See, EITC reports and statistics. [EITC reports and statistics | Internal Revenue Service](#); 最新 (2023 年時点) 平均値 IRS, Statistics for tax returns with the Earned Income Tax Credit (EITC) [Statistics for tax returns with the Earned Income Tax Credit \(EITC\) | Internal Revenue Service](#)

らず、わが国においては、依然として RTC/EITC の導入を主張する政治勢力が主流を占めています。

(益子)制度設計における政策的視野の狭さを露呈していると言わざるを得ないですね。

(石村)そのとおりです。時代遅れの給付(還付)つき税額控除(RTC/EITC)ではなく、再分配の枠組みにとどまらない最低所得保障として、ユニバーサル・ベーシック・インカム(UBI=universal basic income)の制度設計を進めるべきです。UBI は「普遍的基礎所得」、「最低所得保障制度」などと邦訳されます。一言でいえば、簡素で無条件の「現金給付」です。



(Public use)

(益子)UBI は、すべての人に無条件で最低限の生活を保障する「簡素」な仕組みなわけですね。

【表 17】 簡素な UBI と簡素でない RTC/EITC の対比(再掲)

ユニバーサル・ベーシック・インカム (UBI=universal basic income)	米の給付(還付)つき税額控除/勤労所得 税額控除(RTC/EITC)
<p>《税制と社会保障・福祉を分離/独立》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①就労要件(work test)なし</li> <li>②収入制限要件(means test)なし</li> <li>③個人単位</li> <li>④定期的現金給付(所得)</li> <li>⑤全員に給付</li> </ul>	<p>《税制と社会保障・福祉を一体化/統合》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①就労要件(work test)あり</li> <li>②収入制限要件(means test): 非適格所得(投資所得)</li> <li>③家族単位</li> <li>④給付は勤労所得額による。消失控除</li> <li>⑤申請または申告した者に給付</li> </ul>

(石村)そうです。現行の「選別的な支援制度に代わる新たな社会的基盤となる可能性があります。さらに、先端テクノロジーの急速な進展に伴い、「労働によって所得を得る」という従来の価値観の変容をも視野に入れ、制度の将来的持続性の確保にも応えられます。

(益子) キーワードは、生成 AI やフィジカル AI、ロボテックのような「先端テクノロジーによる雇用喪失に先取り対応したセーフティネット構築の必要性」ですね。

(石村) そうということです。最低所得保障として、コスパのよいユニバーサル・ベーシック・インカム (UBI) がベターということです。それに、社会のセーフティネットとして「税」と「社会保障・福祉」とは、分離しておいた方が安心・安全です。制度設計が「簡素」になりますし。

(益子) こうした制度設計を積極的に進めるためにも、「食料品消費税ゼロ」の意味は「食料品消費税 **ゼロ税率(0%で課税/免税)**」でないといけないということです。

《本当に「生活者ファースト」で「簡素」な制度設計とは》

○「食料品消費税 **ゼロ税率(0%で課税/免税)**」+「ユニバーサル・ベーシック・インカム (UBI=最低所得保障制度)」

×「食料品消費税 **非課税**」+「給付(還付)つき税額控除 (RTC/EITC)」

(石村) そうということです。生活者ファーストを掲げるなら、食料品を消費税ゼロ税率 (免税) にするとともに、ユニバーサル・ベーシック・インカム (UBI / 定期的現金給付) の導入を進める必要があるということです。

益子代表、非常の先見性のある数々のご意見に感謝申し上げます。

【参考文献】

・石村耕治「オーストラリアの物品サービス税 (GST) 法制の分析」白鷗法学第 22 巻 2 号 (通巻第 46 号) (2016)

<https://hakuoh.repo.nii.ac.jp/record/2012/files/KJ00010216819.pdf>

・石村耕治「消費税の今後：複数税率化と仕入税額控除」白鷗大学法科大学院紀要 8 号 <https://hakuoh.repo.nii.ac.jp/record/590/files/KJ00009610779.pdf>

・石村耕治「EU 付加価値税における事業者の仕入税額控除権の分析 ～EU の租税法律主義の“見える化”も射程に」2024 年 TC フォーラム研究報告 2024 年 2 号 (2024 年 10 月)

[http://tc-forum.net/wordpress/wp](http://tc-forum.net/wordpress/wp-content/uploads/2024/10/c4b8311a3b01bd910ce0eedc6d4fe63e.pdf)

[content/uploads/2024/10/c4b8311a3b01bd910ce0eedc6d4fe63e.pdf](http://tc-forum.net/wordpress/wp-content/uploads/2024/10/c4b8311a3b01bd910ce0eedc6d4fe63e.pdf)

・学校/教育サービスへの消費課税上の支援措置の見直し～ゼロ税率採用の是非の観点からの分析として、石村耕治「規制緩和時代の私立大学運営と税財政法務」獨協法学 91 号 491 頁以下参照

<https://dokkyo.repo.nii.ac.jp/record/323/files/P-095-D83h-91-5.pdf>

- ・日本医師会「平成 25 年度医療に関する税制に対する意見書」(2012 年)  
[https://www.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20120822\\_31.pdf](https://www.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20120822_31.pdf)
- ・篠原 正博「ニュージーランドの GST 導入時における制度設計の議論」(2021 年)  
<https://www.chuo-u.ac.jp/uploads/2021/06/discussno349.pdf>
- ・NZ 財務省の調査報告書 Christopher Ball, John Creedy and Michael Ryan, Food Expenditure and GST in New Zealand (2014). [Working Paper 14/07 – Food Expenditure and GST in New Zealand](#)
- ・Alida van Klink, “How to Zero-Rate the GST on Food: Best and Worst Practice from the United Kingdom, Canada, and Australia,” (2012) SSRN [How to Zero-Rate the GST on Food: Best and Worst Practice from the United Kingdom, Canada, and Australia by Alida van Klink, Chye-Ching Huang :: SSRN](#)
- ・OECD, Consumption Tax Trends 2024 (2024) [Consumption Tax Trends 2024 | OECD](#)
- ・南アフリカ共和国での消費税(VAT)へのゼロ税率導入論議について、Recommendations on Zero Ratings in the Value-Added Tax System (August 2018) [Microsoft Word – VAT Panel Final Report 6 August 2018.docx](#)
- ・ニュージーランドでのすべての飲食料品への消費税(GST)ゼロ税率導入/食料品免税をする議員立法案[Goods and Services Tax (Removing GST from Food) Amendment Bill] [Goods and Services Tax \(Removing GST from Food\) Amendment Bill 16-1 \(2024\), Members Bill Contents – New Zealand Legislation](#)
- ・Ioanna Katiforis & Claire Smith, “GST removal Bill shot down after first reading,” University of Otago Newsroom (March 3, 2024). [Cut GST on all food, then go further for families](#)
- ・Shanti Mathias, “Rawiri Waititi’s member’s bill to remove GST from food, explained,” The SPINOFF (March 20, 2024). [Rawiri Waititi’s member’s bill to remove GST from food, explained | The Spinoff](#)
- ・JTI オーストラリア税務実務視察研修報告書 国民税制研究2号(国民税制研究所、2016 年) [国民税制研究 第2号 | 国民税制研究所](#)
- ・石村耕治「ユニバーサル・ベーシック・インカム(UBI)が拓く未来～給付(還付)つき税額控除／勤労所得税額控除(RTC／EITC)を超えてアメリカの実情を深掘りする！～」TCフォーラム研究報告 2026 年 2 号 [TCフォーラム研究報告 2026 年 2 号 \(2026 年 1 月\) | 納税者権利憲章をつくる会/TCフォーラム](#)